

社会福祉法人 筑水会 行動計画

社員の職業生活と家庭生活を両立させ、全ての社員がその能力を十分に発揮出来る様に次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1： 令和7年12月迄に所定外労働時間を削減する為に、ノー残業デーを設定・実施する。

<対策>

- 令和7年5月～ 社員へのアンケート調査・実態調査
- 令和7年8月～ 部署毎に問題点の検討
- 令和7年11月～ ノー残業デーの実施

目標2： 男女共に産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和7年4月～ 相談窓口の設置について検討
(不安・悩み等を緩和できるように、相談窓口を設ける。)
- 令和7年4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和7年5月～ 相談窓口の設置について職員への周知
(制度に関するパンフレットを作成し社員に配布)

目標3： 事業所周辺の小中学校の生徒を対象に、施設見学ができる(子供参観日)を創設する。

<対策>

- 令和9年4月～ 受け入れ方法や体制についての検討
- 令和9年7月～ 関係機関、学校との連携
- 令和9年9月～ 参観日の実施、次回に向けての検討